

07 財務省(特区第10次 再検討要請)

| 管理コード | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 提案の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 制度の所管・関係官庁 |
|--------|-------------------------------------|--|--|---|---|--|-------|-------|--|--|--|----------|-------|------------|
| 070010 | 補助事業で整備しようとする施設の将来における目的外使用の事前承認の容認 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、第14条 | 補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を国庫納付した場合及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。 | 複数の目的で整備する複合施設を整備するにあたり、補助事業を導入する場合、その補助事業が導入される空間について、整備時点で法第22条に定める目的外使用の承認を受けることで、将来において、補助事業の目的以外にも使用できるようにすること。 | 複数の目的をもつ施設の整備で、それぞれの目的に応じて導入する補助金の目的外使用を容認すること。 本市では、学校、保育所、生涯学習センター、都市農村交流施設の複数の機能を有する施設整備を検討している。その検討過程の中で、複数の目的をもつ施設の中での活用については、それぞれの目的の空間の割合を柔軟に変更しながら利用したいと考えている。例えば、学校として使用していた空間を保育所や地域住民の交流の場へ転用して使用できるように、個々の目的で生じる余剰空間の有効活用が常にできるように、社会環境の変化にも柔軟に対応可能になるなど、公の施設の効率的な利用につながる。 | 提案理由:本市では、学校の改築に併せて、保育所、生涯学習センター、都市農村交流施設機能としても活用できるひとつの施設として整備ができないか検討している。しかしながら、現行の補助制度では、ひとつの目的で整備する場合、将来にわたり別の目的で使用することが制限されている。このため、それぞれの施設を目的毎に、フルセットで整備しなければならず、また、児童数の増減などの変化にも対応できず、利用されない空間も当然発生する。本提案の措置により、ひとつの施設の中で、目的別に使用される空間の割合を柔軟に変更できるように、整備する建物もムダなく利用でき、効率的な行政運営へとつながる。 代替措置:別の特区提案で、教育委員会が所管する施設を、市長が管理できるようにするよう求めている。この提案も同時に措置されれば、市長のもとで一体的な管理運営が図られることが可能である。 | D | | 補助金等により取得した財産の補助目的外への転用については、政令で定める解除要件に該当する場合のほか、転用が必要となった時点で各省各庁の長の承認を受ければ可能であることから、現行法令において対応可能である。 なお、財務省は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律上、各省各庁の長がこの様な判断を行うことは妨げられていないか、右提案主体からの意見も踏まえ回答されているところである。 | 提案の主旨は、将来における補助目的外への転用の承認を予め求めるものであるが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律上、各省各庁の長がこの様な判断を行うことは妨げられていないか、右提案主体からの意見も踏まえ回答されているところである。 | 回答によれば、「政令で定める解除要件に該当する場合のほか、転用が必要となった時点で各省各庁の長の承認を受ければ可能」とあるが、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第11条第1項では、「法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく各省各庁の処分に従い(以下省略)…」と定められているが、これらは相反しないか。 また、現行で対応可能(D判定)とのことだが、転用が必要となる時点よりも前の時点において、あらかじめ、補助金を所管する各省各庁へ、承認してもらえるかどうか相談することが可能なのか。 | 1099020 | 遠野市 | 財務省 |
| 070020 | サトウキビ汁によるワイン等の製造実験にかかる試験製造免許取得の要件緩和 | 酒税法第7条第3項第4号、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第7条第3項関係の2 | 試験製造免許については、新商品開発、新技術開発等の目的で酒類の試験製造を行う場合等であり、かつ、人的要件等を満たす場合に付与することとしている。 | キビ酢の製造過程において、芳醇なワインの香りが漂い、ワインとしての開発が期待されることから今後研究実験を行っていきたいが1度以上のアルコール分が検出されることが予想されるため、試験製造免許を取得したい。しかしながら税務署の指導は大学等への研究委託であった。このため、この指導によることなく試験製造免許が取得できるよう要件の緩和を提案する。 | 本町には農業・水産業・伝統工芸品等にオンリーワンの素材が数多く存在することから、それぞれに付加価値を付け特産品化に向け積極的に取り組んでいるところである。また行政においても地域再生計画の認定を受けることにより、地域提案型雇用創出促進事業を導入し新たな視点で地域資源を捉え、不利益を優位性に変えていく必要があるとの視点から、特産品の開発等に積極的に取り組んでいる。特に本町の基幹作物であるサトウキビが平成19年産から品目別取引に移行することから、農家所得の安定性を図る上からもサトウキビの多面的な利活用の研究は極めて重要なことであり、本町の活性化に繋げることができる。 | この件に関する税務署の指導は「製造免許の取得が困難であれば、大学等の研究機関への研究依頼」等であった。しかしながら現段階においては、あくまでも可能性の研究であり、事業化する段階に至っていないのが現状である。また、大学等の研究機関への研究依頼については、外海離島という地理的なハンディがあることから、本土に所在する研究機関と十分に連携を図ることが困難である。したがって、今回のようなケースに限り特例として試験製造免許が取得できるよう規制緩和を提案したい。 なお、特例の適用にあたっては何ら弊害は発生しないと思われるが、責任は提案者が負うものとする。 | D | | 試験製造免許については、新商品開発、新技術開発等の目的で酒類の試験製造を行う場合であり、かつ、酒税法第10条の人的要件等を満たしていれば、取得することは可能である。 | 費省回答によると、要件等を満たしていれば取得可能とのことであるが、提案主体は、税務署との相談の結果、大学等の研究機関への委託を勧められ、免許の交付を拒絶されたために、提案しているものである。また、提案理由にもあるとおり、新商品・技術開発のためであることが明白なのはもちろんだが、大学等研究機関のない離島であるという事情も勘案し、試験製造免許の交付の可能性についての見解をお聞かせ頂きたい。また、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | 今回の回答は試験免許を受けて進めるということであり、従来の考え方と何ら改善点があるが、提案主体は、税務署との相談の結果、大学等の研究機関への委託を勧められ、免許を進めるにあたって、国民としての法令遵守の義務があることからアルコール分(1%以上)を常時考慮しながらの実験であった。新商品開発には高いハードルであり、思うような実験ができなかったところである。また、個人レベルにおいて、試験段階から全ての設備が整備された製造場の建設の義務づけには無理な面がある。以上より、アルコール分(1%以上)、完備された施設等に拘束されず自由に研究できる特区の創設が是非必要である。 | 1011010 | 個人 | 財務省 |
| 070030 | 一般酒類小売業免許の取得要件の緩和 | 酒税法第10条第10号、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第10条第10号関係の3(2) | 酒類販売業免許については、人的要件や経営基礎要件等を満たす場合に付与することとしている。 | 梅ワインの等の原料である梅を生産する地元任意団体が、当該梅ワインを販売するため、一般酒類小売業免許を取得する場合には、通達に定める「販売能力及び所要資金」の要件を緩和する。 | 梅ワイン・梅酒などの原料となる梅を生産する地元協議会が、当該酒類を協議会自ら直接販売することにより、経営基盤の安定と地域ブランドの確立を目指す。具体的には、梅の里梅園で収穫した無農薬の梅を使用した梅の関連商品と併せて、新たに整備する販売所で酒類の通年販売を行う。また、町内の観光施設、イベント会場さらには、近隣の観光施設などにおいても期間限定販売を行い、協議会の収益の増(経営基盤の安定)を図り、地場産業の活性化、引き続き、都市と農村の交流づくり事業などを展開していく。 | 観音山梅の里づくり協議会では、約4haの梅園に3000本の梅の木を植栽、青梅の販売・加工、梅ワインの製造、梅まつりの開催、梅オーナー制度の導入など町の観光拠点として、地域おこしに貢献している。現在、地場産の梅を使用した梅ワイン製造を山梨に工場をもつワイン製造会社に依頼し、販売は町内の酒小売店・町の公営温泉・近隣の道の駅等に依頼して販売しているが協議会への利潤は原材料である青梅の販売収入のみである。今後の事業展開のうえでも、梅ワイン・梅酒などの酒類を自ら直接販売が出来ないか、所轄の税務署と協議をしてきたが、免許の取得要件(経営基礎要件)が満たされていないと回答を得ています。そこで、本特例措置により、酒類販売免許を取得し、協議会自ら販売することにより、会員の勤労意欲の向上(梅園の維持管理など)、後継者の育成、さらに経営基盤の安定に寄与するとともに、町のPR・地域ブランドの確立を目指す。 | C | | 一般酒類小売業免許を取得する場合の経営基礎要件として規定している「販売能力及び所要資金」としては、酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに得る資金等並びに必要な販売施設及び設備を有することを求めているが、これは酒税の保全上必要な要件であり、緩和することはできない。 また、酒類に係る免許は人と場所を特定して付与するため、免許を取得するためには、申請者が自然人又は法人である必要があり、申請者が法人格のない任意団体である場合には、免許を付与することはできないが、法人格を取得した上で、経営基礎要件等の免許要件を満たせば、免許を取得することができるので、所轄の税務署に十分に相談されたい。 | 地域づくり団体が酒類小売免許を取得することにより、小売販売による資金を地域づくりに幅広く活用(展開)できる。たとえば、約4haの梅園の整備と荒廃が進む里山の環境保全に資することができる。町おこし(地域づくり)として長年活躍している任意の団体(概ね10年)について、法人に準ずる組織として認めてもらいたい。経営基盤については、酒類販売益やその他事業収入により年々安定が見込まれる。 | 1013010 | 市貝町 | 財務省 | |
| 070040 | 期限付酒類小売業免許の取得要件の緩和 | 酒税法第9条第2項、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第9条第2項関係の1(1)イ | 期限付酒類小売業免許については、原則として、申請者が酒類製造者又は酒類販売業者である場合に付与することとしている。 | 梅ワインの等の原料である梅を生産する地元任意団体が、当該梅ワイン等を地元即売会や祭事会場等で販売する場合には、通達に定める「申請者が製造者又は酒類販売業者」でなくとも期限付小売業免許を取得できるようにする。 | 梅ワイン・梅酒などの原料となる梅を生産する地元協議会が、当該酒類を協議会自ら直接販売することにより、経営基盤の安定と地域ブランドの確立を目指す。具体的には、梅の里梅園で収穫した無農薬の梅を使用した梅の関連商品と併せて、新たに整備する販売所で酒類の通年販売を行う。また、町内の観光施設、イベント会場さらには、近隣の観光施設などにおいても期間限定販売を行い、協議会の収益の増(経営基盤の安定)を図り、地場産業の活性化、引き続き、都市と農村の交流づくり事業などを展開していく。 | 観音山梅の里づくり協議会では、約4haの梅園に3000本の梅の木を植栽、青梅の販売・加工、梅ワインの製造、梅まつりの開催、梅オーナー制度の導入など町の観光拠点として、地域おこしに貢献している。現在、地場産の梅を使用した梅ワイン製造を山梨に工場をもつワイン製造会社に依頼し、販売は町内の酒小売店・町の公営温泉・近隣の道の駅等に依頼して販売しているが協議会への利潤は原材料である青梅の販売収入のみである。今後の事業展開のうえでも、梅ワイン・梅酒などの酒類を自ら直接販売が出来ないか、所轄の税務署と協議をしてきたが、免許の取得要件(経営基礎要件)が満たされていないと回答を得ています。そこで、本特例措置により、酒類販売免許を取得し、協議会自ら販売することにより、会員の勤労意欲の向上(梅園の維持管理など)、後継者の育成、さらに経営基盤の安定に寄与するとともに、町のPR・地域ブランドの確立を目指す。 | C | | 即売会や祭事会場等で酒類を販売する場合には、期限付酒類小売業免許を取得する必要があるが、原則として、申請者は酒類製造者又は酒類販売業者に限定されている。 また、酒類に係る免許は人と場所を特定して付与するため、免許を取得するためには、申請者が自然人又は法人である必要があり、申請者が法人格のない任意団体である場合には、免許を付与することはできないが、法人格を取得した上で、経営基礎要件等の免許要件を満たせば、免許を取得することができるので、所轄の税務署に十分に相談されたい。 なお、ワインの製造委託先が、当該梅ワイン等を地元即売会や祭事会場等で販売する場合には、期限付酒類小売業免許を取得することは可能である。 | 右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい。 | 地域づくり団体が期限付酒類小売免許を取得することにより、小売販売による資金を地域づくりに幅広く活用(展開)できる。たとえば、約4haの梅園の整備と荒廃が進む里山の環境保全に資することができる。町おこし(地域づくり)として長年活躍している任意の団体(概ね10年)について、法人に準ずる組織として認めてもらいたい。経営基盤については、酒類販売益やその他事業収入により年々安定が見込まれる。 | 1013020 | 市貝町 | 財務省 |

| 管理コード | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 提案の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 制度の所管・関係官庁 |
|--------|-------------------------|---|--|--|---|---|-------|-------|---|--|--|----------|---------------------|------------|
| 070050 | 果実酒等の製造免許に係る要件緩和 | 酒税法第7条第2項 | 酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合は、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 連続式蒸留しようちゆう 六十キロリットル 四 単式蒸留しようちゆう 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒 六十キロリットル 八 甘味果実酒 六十キロリットル 九 ウイスキー 六十キロリットル 十 ブランデー 六十キロリットル 十一 原料用アルコール 六十キロリットル 十二 発泡酒 六十キロリットル 十三 その他の醸造酒 六十キロリットル 十四 スピリッツ 六十キロリットル 十五 リキュール 六十キロリットル 十六 粉末酒 六十キロリットル 十七 雑酒 六十キロリットル | 地域内で生産されるブドウなどを使用し果実酒の製造ができれば、地域振興に役立つものとするが、酒税法第7条第2項により最低製造数量(6キロリットル)が決められており、免許の取得が困難である。このため、この最低製造数量の要件緩和を求め、 | 原材料の葡萄は規格外品使用によるコストダウンと観光客自ら製造参加によるオンリーワンのオリジナルワインに対して採算性の問題は無く、特区内の保管施設にて管理し、特区内の宿泊施設、飲食店等にてグラスワインとして提供し、税を宿泊及び飲食料金等を含めて地域通貨で徴収する事により、特区以外での流通と税の滞納を予防出来る。又、長期滞在観光者やリピーターによってグリーンツーリズム促進による地域再生と環境保全、改善により持続可能な社会の構築にも資すると考えられる。 | 提案理由: 納町では、1970年には1万人以上でしたが、人口は減少し2005年3月末現在では5,407人になっている。65歳以上の割合は、現在36.7%と高齢化率が高く、更に、75歳以上の割合は、18.7%となっており、間もなく住民の5人に1人が75歳以上の高齢者になると予想される。原因は、農業漁業、鉄鋼業、観光産業の衰退により若者の雇用が維持出来ず、又、交通に不便な道路事情により過疎化と少子高齢化が加速した。このままでは近い将来、集落の崩壊が危惧され、集落機能の維持が困難になることは目に見えている。 代替措置: そこで、地域特性を活かした酒類製造産業を創出する事により、国際交流が活発化し、観光産業等の活性化、そして地域通貨による決済によって地域再生が実現可能と考える。 | C | | 酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、濁酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、果実酒などについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は濁酒に限定されているものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。 | 右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。 | 第9次提案時回答の、「税の滞納」対策として地域通貨による前払式証券の導入により解決可能である。又廃棄予定の葡萄資源を有効利用する事により、農家の生産意欲向上と高付加価値品製造によって税の増収にも貢献できる。そして、グリーンツーリズムの推進と地域特性を活かした産業創造により若者の定住促進に資するものと考えられる。 | 1032030 | 個人 | 財務省 |
| 070060 | 酒、酢の製造と販売の要件緩和 | 酒税法第7条第2項 | 酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合は、受けることができない。 一 清酒 六十キロリットル 二 合成清酒 六十キロリットル 三 連続式蒸留しようちゆう 六十キロリットル 四 単式蒸留しようちゆう 十キロリットル 五 みりん 十キロリットル 六 ビール 六十キロリットル 七 果実酒 六十キロリットル 八 甘味果実酒 六十キロリットル 九 ウイスキー 六十キロリットル 十 ブランデー 六十キロリットル 十一 原料用アルコール 六十キロリットル 十二 発泡酒 六十キロリットル 十三 その他の醸造酒 六十キロリットル 十四 スピリッツ 六十キロリットル 十五 リキュール 六十キロリットル 十六 粉末酒 六十キロリットル 十七 雑酒 六十キロリットル | 酒を製造免許を受けるには、最低製造数量基準を満たす必要があるが、地域の原産品を原料に利用する場合は限定して数量にかかわらず、酒や酢の製造及び販売する免許の規制を緩和する。具体的には、古くから伝わる豊前市、築上郡独自の「川底柿」を使う酒類・酢を製造することにより地域の活性化を図る。 | 1)古くから伝わる豊前市、築上郡独自の「川底柿」を使う酒類・酢を製造することにより地域の活性化を図る。 2)他所にない地域原産品種の栽培推進とその利活用による地域農業の活性化(地域原産品種の保存と消滅の防止) 3)酒、酢、他加工品の製造販売による異業種との交流・連携の強化で地域の活性化 4)イベントや宿泊施設等における販売と利用による都市住民との交流・連携強化および地域文化への認識・理解の醸成 5)栽培、収穫、加工を子供達との共同作業で家庭教育からも食育、地域の文化歴史への理解醸成をする。 | かつて酒は文化、歴史の象徴であり、地域の交流と融和の手段にもなり地域活性化の一翼を担っていた。 しかし、免許制度の場所や製造量等の規制により各種の特徴ある酒は少なくなり、特に地域性があり、原料の少ない酒は製造が困難になり消えていった。 特区の規制緩和で「どぶろく特区」が認められているが、地域の米、水、酵母、醸造環境の違いが大きい部分である。 今回の目的は地域の活性化であり ・地域原産の地域名付いた作物品種の保存と利活用により地域の活性化を実施する。地域原産の渋柿の自然消滅を防止するとともに活用する。 ・平成18年4月から地域名や地域性、地域の歴史を付加した商品の販売が可能になった。 ・子供達に地域の歴史・文化の理解をさせることで地域への愛着を醸成する。 ・地域性のある原料を利用して農業のみならず異業種との連携を強化し地域活性化を促進する。 ・地域を高揚させ都市住民との交流を強化する。 | C | | 酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、濁酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、果実酒などについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は濁酒に限定されているものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。 | 右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。 | 計画の酒は、主に特区内の限られた場所で保存剤などを加えず期間限定で販売する。長期貯蔵や、特区外で流通する可能性は低い。販売数量も明確に把握できるので税収への影響はない。最低製造数量基準については、事業者の業態や設備投資の状況が多様化してきている状況で、事前審査よりも実績に重点を置いた免許制度にかえることにより最低製造数量基準についてはなくしてほしい。小規模で製造することで味が多様化する。委託醸造では味の豊かさが出ず、都市との交流が深まらない。酢については、分析要件を緩和してほしい。 | 1068010 | 個人 | 財務省 |
| 070070 | ブランデー定義でのワサビ等の使用 | 酒税法第3条 | 清酒、合成清酒、連続式蒸留しようちゆう、単式蒸留しようちゆう、みりん、ビール、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、発泡酒、その他の醸造酒以外の酒類でエキス分が2度未満のものは「スピリッツ」に分類される。 | 当社はウイスキー類ブランデーの免許を取得しているが、酒税法上製造下限値が6klとなっている。製造するに当り伊豆の特産物である、わさび、いちご等を用いて、色、味を着けたい。酒税法上「スピリッツ」や「リキュール」になり、新たにその免許が必要になったが、今回の改正法施行により、「リキュール」製造の場合に下限数値6klのクリアが不要となった。しかし、「スピリッツ」は依然下限数量達成が必要である。ブランデーの免許所得者には、「スピリッツ」の範疇に入る酒でも、ブランデーの免許で製造可として戴きたい。 | 当社はウイスキー類ブランデーの免許を取得しているが、酒税法上製造下限値が6klとなっている。製造するに当り伊豆の特産物である、わさび、いちご等を用いて、色、味を着けたい。酒税法上「スピリッツ」や「リキュール」になり、新たにその免許が必要になったが、今回の改正法施行により、「リキュール」製造の場合に下限数値6klのクリアが不要となった。しかし、「スピリッツ」は依然下限数量達成が必要である。伊豆特産品使用による地域振興のためブランデーの免許所得者には、「スピリッツ」の範疇に入る酒でも、ブランデーの免許で製造可として戴きたい。 | ブランデー製造時に伊豆の特産物である、わさび、いちご等を用いて、色、味を着けたい。酒税法上「スピリッツ」や「リキュール」になり、新たにその免許が必要になったが、今回の改正法施行により、「リキュール」製造の場合に下限数値6klのクリアが不要となった。しかし、「スピリッツ」は依然下限数量達成が必要である。伊豆特産品使用による地域振興のためブランデーの免許所得者には、「スピリッツ」の範疇に入る酒でも、ブランデーの免許で製造可として戴きたい。 | C | | 提案は、酒類製造者がブランデーに他物を混入した場合、スピリッツとはせずにブランデーのままとなるよう、定義を見直ししてほしいものと理解している。 酒税法では、酒類を原料・製法等により定義・区分し、その区分に基づいて酒税の税率を定めている。このように酒類の定義・区分は課税制度そのものであり、規制には当たらないことから、その見直しに関する提案は、そもそも特区の提案とはなり得ないものと考えている。 | 本提案は酒類の定義についての見直しを求めているものではなく、酒税法施行令(第12条の2)の「最低製造数量基準の適用除外」の対象として追加を求めているものである。具体的には、施行令において、「ブランデーの製造免許を受けた者がリキュールを製造しようとする場合」は適用除外とされているが、「ブランデーの製造免許を受けた者がスピリッツを製造しようとする場合」も適用除外とされたい。なお、この対応が不可能である場合は、その根拠を示されたい。また、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し、回答された。 | 本年の酒税法改正でブランディ免許でのリキュール製造の最低販売量規制が撤廃され、これは当方が当規制改革提案を行ってきたものと合致している。ブランディ免許でのスピリッツの最低販売量規制緩和が税制に関わるとのご回答であるが、こうした酒税法改正の動きに合わせて再検討をお願いします。 | 1109280 | 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会 | 財務省 |
| 070080 | 難病と闘う特区 | 酒税法第10条10号 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達 第2編 酒税法関係 第10条第10号関係の2 | 酒類製造免許については、人的要件、経営基礎要件及び製造技術要件等を満たす場合に付与することとしている。 | 経歴及び知識・能力等の件 鉄工所経営者の為、清酒造りの知識・能力は持ち合わせておりませんが、大豆、小豆等有機物に酵母菌等を混ぜて発酵して時間が経過すればアルコール飲料に載ります。そのアルコール飲料を熱処理消毒しないで生きている微生物のアルコール飲料を製造する。 清酒造りの知識・能力等がなくても雑酒造りの免許を交付して戴きたい。 | 大豆、小豆等、有機物に酵母菌等を混ぜて発酵し、時間が経過するとアルコール飲料と載ります。体に良いという酢と百薬の長とされる酒が混合したアルコール飲料を作り、熱処理消毒を施さないで生きた微生物が体内に吸収された血液と混り炭酸ガスで汚れた血液の炭酸ガスを(植物が炭酸ガスを酸素に替える如く)酸素に替えて、浄化致します。 アルコールが血液中の病原菌を消費して難病と闘います。 | リュウマチ、パーキンソン病、認知症、B型肝炎、C型肝炎、目の病気(緑内障、白内障)、血小板不足、糖尿病、その他の難病、直す薬がない状態です。この対策には世界の大企業が研究をしているが今だ完成されていない。 血液が汚れて(動脈の血液が静脈の血液と同じように炭酸ガスが多く混入している)ので綺麗にする事により難病は改善することが出来ます。 | C | | 酒類製造免許制度は、酒税を確保し、課税上の検査取扱いを十分に行いつつ、酒類の品質を保持する必要があることから採用されているものである。 そのため、酒類製造免許については、酒税法第10条における人的要件や製造技術要件等を満たす場合に付与することとしている。 | 右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。 | 酒税免許付与の件、不可となりましたが難病を治す為に申請した事なので、研究していた水が健康に有効だと知ったとき、成分が気になり、税務署で調べてもらいました。アルコール度5度有ったので、署員と話し合っって製造を中止致しました。それから時間が過ぎているのに難病は無くなりません。今困っている方々にこの水を飲んで戴いて、少しでも痛みが取れたり楽になる体にする為に酒税免許を申請しているのではありません。12万人の市民の1%が対象として、1200人の方々が年間24リットル飲んで、28800リットルの需要があります。それで難病に当たりたいと思います。 | 1119020 | 個人 | 財務省 |

07 財務省(特区第10次 再検討要請)

| 管理コード | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 提案の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 制度の所管・関係官庁 |
|--------|---|---|--|--|---|--|-------|-------|--|--|---|----------|-------|------------------------------|
| 070090 | 保税地域の許可のみなし | 関税法第42条第1項、第43条、第56条第1項、第62条、第62条の2第1項、第62条の7、第62条の8 | 外国貨物の積卸し、運搬、蔵置、加工又はこれを原料とする製造、展示等を行なおうとする場合は、その行なおうとする土地又は建設物について税関長に申請し、保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域(以下「保税地域」という。)の許可を受けなければならない。 | 一定の要件を満たす企業が、県が貿易関連企業の集積及び対日投資を促進する地域として指定している区域において、事業の実施のため、倉庫や工場等を立地する場合には、当該施設について竣工と同時に保税地域の許可を取得したものとみなす。 | 秋田湾産業新拠点(秋田港に整備されている大規模産業用地)の貿易・投資環境の向上を図るため、当該地域に企業が立地する倉庫や工場については、保税地域の許可を受けたものとみなす。 具体的には、県が秋田湾産業新拠点を貿易関連企業の集積及び対日投資を促進する地域に指定し、当該地域において事業を実施できる主体、事業の種類、整備できる施設等の要件を定める。事業者が当該地域において実施する事業の計画について、県が定めた上記要件を満たすものとして認定を受けた場合、その事業者は、認定を受けた事業計画中の施設を整備したときに、保税地域の許可を受けたものとみなす。 | 生産工程における国際水平分業の進展とこれに伴う貿易量の増加、SCMの効率化への要請など、最近の貿易の状況を考えると、港湾地域内への貿易関連企業の集積は、企業の物流効率化に大きく寄与し、同時に日本産業の国際競争力の強化に資するものといえる。この点、秋田港は中国・ロシアに近いという地理的優位性を有し、また、秋田港の利用圏内には、高付加価値型産業が集積していることから、当該港湾地域への貿易関連企業の集積は、より効率的に物流コストの削減やリードタイムの短縮を実現し得る。よって、秋田湾産業新拠点に保税地域の特例を創設し、かつ、他の規制緩和措置や国・県の産業振興施策を併せて推進することにより、当該地域への貿易関連企業の集積及び対日投資を促進し、もって、企業の物流コストの削減、及び日本産業の競争力強化を目指す。(別紙提案理由書あり) | C | - | 保税地域は、外国貨物を関税未納のまま蔵置できる場所である。また、保税地域は国税である関税・消費税の徴収を確保するとともに、社会悪物品等の不正輸出入防止及びテロ対策のために設けられた場所であり、税関長の許可を要する。したがって、保税地域の目的を達成するためには、単に自治体が施設を設置することのみをもってできるものではなく、国の機関である税関の監督下におく必要がある。本件について認めることは適当ではない。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、一定の要件を自治体が担保するなどにより対応が可能か、再度検討し回答されたい。 | 本提案では、県が貿易関連企業の集積を図るために一団の土地を指定し、かつ、当該地域で事業を実施する事業者に対しての要件を課した上で、当該事業者による保税地域の許可を受けたものとみなすこととしております。また、一定の要件を定めるに際しては、貴省からの意見を伺うとともに、個別企業の認定を行うときは、所管税関長への届け出を行うことを考えております。関税・消費税の徴収の確保については、認定を受けた事業者が当該地域で実施する事業に供する目的で秋田港から輸出した貨物に係る関税・消費税の未納分について、秋田県が保証する旨、提案済みです。また、認定を受けた事業者は、保税地域の被許可者としての責任・義務を負い、当然、税関長の監督下にあるものと考えております。 | 1107010 | 秋田県 | 財務省 |
| 070100 | 臨時開庁手数料の軽減措置の拡充 | 関税法第99条、関税法第100条、関税法第101条、関税法施行令第87条の2、平成17年 財務省告示第139号 | 関税法第101条第5項の規定に基づき、臨時開庁手数料が軽減(2分の1)される。 | 現行法では、臨時開庁手数料の軽減は、関税法施行令第87条の2第2項の要件具備が必要であるが、県が貿易関連企業の集積及び対日投資を促進する地域の指定をした場合、当該地域内で事業を実施する事業者の臨時開庁手数料については、軽減措置の特例を受けることができるものとする。 | 秋田湾産業新拠点(秋田港に整備されている大規模産業用地)の貿易・投資環境の向上を図るため、当該地域を貿易関連企業の集積及び対日投資を促進する地域に指定し、当該地域で事業を実施する事業者の臨時開庁手数料を軽減する。 | 生産工程における国際水平分業の進展とこれに伴う貿易量の増加、SCMの効率化への要請など、最近の貿易の状況を考えると、港湾地域内への貿易関連企業の集積は、企業の物流効率化に大きく寄与し、同時に日本産業の国際競争力の強化に資するものといえる。この点、秋田港は中国・ロシアに近いという地理的優位性を有し、また、秋田港の利用圏内には、高付加価値型産業が集積していることから、当該港湾地域への貿易関連企業の集積は、より効率的に物流コストの削減やリードタイムの短縮を実現し得る。よって、秋田湾産業新拠点に保税地域の特例を創設し、かつ、他の規制緩和措置や国・県の産業振興施策を併せて推進することにより、当該地域への貿易関連企業の集積及び対日投資を促進し、もって、企業の物流コストの削減、及び日本産業の競争力強化を目指す。(別紙提案理由書あり) | D | - | 臨時開庁手数料の軽減措置については、平成15年4月から構造改革特別区域の特例措置として導入され、平成17年4月より関税法の改正により、当該措置を全国展開したところである。 本制度においては、過去における臨時開庁承認申請の実績又は将来の見込み及び貿易の振興に資する施策が要件となっているところであり、県が指定することをもって軽減措置の対象地域とすることはできないが、秋田県における貿易の振興に資する施策の取組み等からみて、当該要件を満たすことが判断される場合には、本制度の適用が可能である。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | 本県の年間の臨時開庁申請数は、関係者への聞き取りによると、100件程度となっており、要件とされている年間365件以上には、現時点でまだまだ達しない状況です。しかし、中国東北地方及びロシア沿海州に近いという地理的優位性や他の主要港とは比較にならないほどの未利用地といった秋田港のポテンシャルに着目し、秋田港を環日本海諸国との貿易拠点港として、その機能の強化を図ることは、本県の発展に寄与するばかりではなく、対岸諸国に対する効率的物流網の構築による我が国産業の国際競争力強化に資するものであると考えております。こうしたことをふまえ、秋田港への貿易関連企業の集積の有効性・有用性を考慮いただき、物流拠点化を進めるべき港として、臨時開庁手数料の軽減措置の拡充の検討をお願い致します。 | 1107020 | 秋田県 | 財務省 |
| 070110 | 海外支援物資の迅速な受け入れ体制の構築(国際防災協力特区) | 関税法第67条、関税率法第15条 | 災害時等における救援物資の輸出入通関手続について、記載事項を大幅に簡略化した輸出入申告書により取り扱っている。 | 台湾・花蓮市等との取り決めにより輸送されることとなる海外支援物資を受け入れるため、税関、検疫及び入国管理といたって関係各機関との事前協議に基づき、円滑に受け入れられるようにする。 | 与那国町と台湾・花蓮市防炎当員等の間で防災及び災害支援の協力に関する取り決めを締結し、迅速かつ的確な災害支援体制を整備することが重要である。しかし、海外から支援物資(緊急支援物資、備蓄物資等)の受け入れには、様々な手続きが必要であり、政府機関の人員が常駐していないことから、関係機関と事前協議により対処できるようにする。また、地域防災計画に基づき、平時から防災研修、受け入れ訓練を行う。 | インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が必要不可欠であるという教訓を改めてもたらした。 与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築して、(ことは、有意義・効果的であり、平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。 | D | - | 税関においては、災害時等における救援物資の輸出入通関手続について、一般の輸出入申告書の記載事項を大幅に簡略化した輸出入申告書により取り扱うこととしており、現行の取扱いにより海外支援物資の迅速な受け入れが可能である。 また、当該救援物資の輸入に係る関税については、関税率法第15条の規定に基づき、免除される。 国境・孤立離島等の特異な環境、緊急災害時における国際防災協力特区の必要性等をふまえた、協定等を結んだ国外地方公共団体からの支援受け入れに必要な措置について、(町と関係省庁との事前調整、国際防災協力特区としての検討要請等)「国境地域」に対する認識・取り組みについて。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | 別様あり。意見書の全文は補足資料をお読み願います。 以下質問等概略。 海外支援物資の迅速な受け入れにあたり、地方公共団体の長が防災支援受け入れに係る判断を行うこと等について。 海外支援物資の迅速な受け入れに係る事項。 災害時等における救援物資の輸出入通関手続、救援物資輸入に係る関税措置、与那国島への税関職員等の常駐等に関して。 国境・孤立離島等の特異な環境、緊急災害時における国際防災協力特区の必要性等をふまえた、協定等を結んだ国外地方公共団体からの支援受け入れに必要な措置について、(町と関係省庁との事前調整、国際防災協力特区としての検討要請等)「国境地域」に対する認識・取り組みについて。 | 1113020 | 与那国町 | 財務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府 |
| 070120 | 不開港状態の与那国島でのクリアランス船等の入港促進と実績評価に係る特例措置(クリアランス船等受け入れ促進特区) | 関税法第2条、第20条、関税法施行令第18条 | 外国貿易船が不開港に入港するためには、原則として、税関長の許可を得なければならない。 | 与那国島では、これまでの、外国船籍の大型クルーズ船の入港証明手続き等は行われているものの、関税法上の不開港状態にあること等から、目下石垣港に集中し、様々な問題をも引き起こしているクリアランス船の航行ルートに近接しながら、その受け入れ港になり得ない状況にある。下記提案理由に基づきクリアランス船等外国船舶を受け入れるにあたり、税関長による不開港出入許可の緩和・迅速化、外国貿易船出入港実績へのクリアランス船隻数のカウントなど、与那国島でのクリアランス船受け入れと国境離島の開港促進に資する特例措置を講じる。 | 与那国町では、下記の提案理由に基づき、目下石垣港に過度に集中するクリアランス船の分散・機能分担に寄与し、かつ、国境最西端の立地を生かした近隣アジア地域との新たな国際交流拠点の形成を目指す見地から、当該クリアランス船の一定数を受け入れる方針である。そのため、現在、関税法上の不開港状態の与那国島へのクリアランス船等の外国貿易船の入港にあたっては、税関長による不開港出入許可の緩和・迅速化を図るとともに、開港要件である外国貿易船出入港実績への当該クリアランス船隻数のカウントなど、与那国島でのクリアランス船受け入れと国境離島の開港を促進する特例措置等を講じてもらいたい。 | 中国 台湾間を第三国経由で往来するクリアランス船のうち、石垣港に立ち寄る同船舶は増加の一途を辿り、昨年は前年比19%増の5,168隻となっている。かかる状況下、現地では、別添の八重山漁協要望書のとおり、漁場荒廃や管漁時の安全障害など持続可能な漁業を脅かす深刻な諸問題が発生し、海底送電ケーブル切断事故等も生じている。 与那国町は国境最西端の立地を生かした新たな国際交流拠点の形成を目指しており、目下石垣港に過度に集中するクリアランス船の分散・機能分担に寄与しつつ、「国境離島型開港」を目指す方針である。特に与那国は中台直行ルートに近接しており、所要時間短縮や燃料費削減など運航側のメリットも創出可能である。現在「不開港」状態にある与那国でのクリアランス船等の入港につき実効的措置(要件緩和・促進策等)を講じることにより、上記問題の改善にも資する公益性の高い事業が可能となることから本提案を行う。 | C | - | 不開港とは、不正薬物等の密輸の防止及びテロ対策等の観点から、税関長の許可を受けた場合を除く(ほか外国貿易船の出入港を原則禁止している港である。 特に最近における内外の状況変化に鑑み、不開港への外国貿易船の入港については、入港に際して個別に税関長の不開港出入許可を受けなければならないのは当然であり、クリアランス船について、この要件を一律に緩和することは、困難である。 なお、クリアランス船は、現時点においても外国貿易船の入港実績としてカウントされているが、開港の指定に当たっては、入港実績のみならず貨物の輸出入実績等の行政需要などを総合的に判断して行う必要があると考えている。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。また、貴省回答では、開港の指定に当たって入港実績や貨物の輸出入実績等を総合的に判断するとあるが、開港の要件について具体的に明示されたい。 | 補足資料(意見書全文)を参照されたい。 与那国島は中台航路に近接し、目下石垣港に集中し諸問題を引き起こしているクリアランス船の所要時間短縮・費用削減等のメリットも創出可能であり、国境の立地を生かした公益的業務として本提案を行った。 以下質問事項等。 所管税関長の個別判断による島内港湾への出入港に関して、事前審査等を経た優良事業者を対象とする出入港・クリアランス手続に係る特別許可等。 入港許可申請手続等の容易化・効率化に関して、石垣港でのかかる問題緩和等に対する貴当局のご認識について。 開港指定に係る総合的判断とクリアランス船入港実績について。 他、「国境地域」に対する認識・取り組み等。 | 1113060 | 与那国町 | 財務省 |

| 管理コード | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 提案の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 制度の所管・関係官庁 |
|--------|---|---|---|--|---|---|-------|-------|---|--|---|----------------|------------|------------|
| 070130 | 国境離島の振興等に資する期間限定・需要創出型トライアル開港 | 関税法第2条、第20条 関税法施行令第1条、第18条 | 開港は、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して定めている。外国貿易船が開港に入港するためには、原則として税関長の許可を得なければならない。 | 関税法による「開港」指定については、外国貿易船の入港数、取扱貨物量など開港に見合う一定程度の需要があることが充足要件となっている。しかし、不開港である間は、必要となる不開港出入許可に手間が掛かるなど、需要側への抑制効果も働き、国境地域に位置する与那国島の特性を活かした交流・交易等の阻害要因になっていると考えられること等から、3年程度を目安とした期間限定の開港指定を行い得ることとする。 | 与那国は関税法上の不開港のため、外国船入港には、税関長の不開港出入許可、船舶法上の特許が必要となり、需要に抑制効果が生じていると想定される。過去、台湾とは盛んな直接交易があった事、台湾と隣接しながら国内最果てに位置するために物流コストが高止まりしている事、姉妹都市花蓮市等から開港要請がある事等の事情に鑑み、3年程度を目安に期間限定のトライアル開港を行い、国境離島の需要・ポテンシャルを發揮する機会を確保する。尚、「まとまった行政需要がある」と判断できず、厳しい行政下で開港はできない」とされた第7次提案への当局回答をふまえ、他地区にもある出張方式等による業務体制(常駐なきCIQ)を提案する。 | 世界には交流を通じて栄える国境地域が数多く見られるが、わが国海外離島等における地域活力の低下など、国境地域の疲弊は、当該地域の問題にとどまらず、国土・国益に関わる重大な課題と認識される。与那国町では、疲弊する国境離島の再チャレンジとして、アジア地域に近接する日本最西端の立地条件を活かした交流と地域再生の方策となる「国境離島型開港」の実現を目指している。本特区提案は、かかる目標到達への実践的取組み(トライアル)となるものであり、特に、与那国開港に関わる今般の顕在的及び潜在的な需要(姉妹都市花蓮市等からの開港要請、増加するクリアランス船等の動向、国際防災協力に伴う関連物資等の運搬、その他)に積極的に対応し、かつ、新規需要の創出を念頭に期間限定の開港指定を提案する。国境離島の振興と生活圏の回復、持続可能なフロントラインアイランドの形成に資する具体案として、政策的・総合的な検討を要する。 | C | - | 関税法上の開港は、国民の安全・健康等を確保する観点から、監視取締り、通関等の税関業務を開港に集中させることによって、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものである。開港に指定するか否かは、外国貿易船の入港実績、輸出入実績等の行政需要のほか、税関の定員事情や監視取締り上の支障の有無を総合的に考慮して判断しているところであり、これらを無視して、期間限定の開港指定を行うことは困難である。 | 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。また、貴省回答では、開港の指定に当たって入港実績や貨物の輸出入実績等を総合的に判断するところがあるが、開港の要件について具体的に明示されたい。 | 補足資料(意見書全文)参照。過去の台湾交易、国内物流コストの高止まり、花蓮市等からの開港要請、クリアランス船増加など顕在的・潜在的な需要への対応と島の生活圏確保を目的に提案を行った。制度が現実の必要に応じておらず、その適合とともに、国境離島の振興など政策的見地からの検討を要したが、回答は現行制度の説明であった。以下質問等概略。不開港の間は出入許可に係る諸要因等から需要側への抑制効果が働き、交流・交易の阻害要因になっている等。期間限定の社会実験的措置、税関定員事情等を勘案した出張業務体制による実施等。国境離島の生活圏確保と振興に柔軟に対応する政策的措置を求めるが、これについての見解等。 | 1113070 | 与那国町 | 財務省 |
| 070140 | 在日米軍返還地における県営公園の市町村移管時の無償貸付条件の特例措置 | 平成14年3月29日付財第1169号通達「優遇措置の取り扱いについて」 | 優遇措置の取り扱いについては、財務省一般会計所属普通財産である未利用の土地を対象とするものであるが、同通達記-7により特例処理を定めている。 | 在日米軍から返還された土地において、県が整備した公園を地元市町村に移管する場合に、利用目的を変更しない事を前提に、市町村において追加の買取費用負担が発生しない措置(無償貸付)を講じる。 | 在日米軍から返還された財務省所管普通財産(土地)を公園として利用する際、1/3は地方公共団体が国から取得(時価買取)する必要があり、残り2/3につき国から地方公共団体への無償貸付が認められる。埼玉県内では上記に基づき整備された県営公園の市町村への移管について、県所有の1/3部分の市町村への無償譲渡と、残り2/3部分の国から市町村への無償貸付を想定して関東財務局と協議したところ、通達「返還財産の処分条件について」に基づき、県と市町村は別の法人であるため、現在無償貸付を受けている2/3部分のうち更に1/3については、市町村による新たな時価買取が必要になるとの解釈があった。県としては当該2/3部分についても、国から市町村への無償貸付が可能となる措置を提案する。 | 埼玉県では地元利用の多い小規模公園については、利用者の意向をより反映したサービスの提供が図られることから市町村への移管を推進しており、地元市町村からも県営公園の移管が求められている。また、本件に関して国は当該土地に対する3分の1の時価を既に得ており、公園という利用実態は何ら変わらないにもかかわらず、公園開設当初の県民負担に加え、同一県内の地元市民が二重に費用負担を行うことは不合理である。また、県に対して実施している無償貸付の相手先が市町村になるだけのことであり、国に対し新たな財政負担を求めるものではない。現在の地方分権や三位一体改革の流れを踏まえ、行政サービスを都道府県から住民に近い市町村へ移管し、住民サービスの向上も図られることは明らかであるため、その障壁となっている規制につき、当該特例措置を提案するものである。 | D | - | 優遇措置を適用して処分等する際の取り扱いについては、本通達により定められているところであるが、本通達により処理することが適当でないと認められる場合は、本省の承認を得て処理することができることとなっているため、必要があれば、現在、無償貸付契約を締結している契約担当官と十分協議されたい。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。 | 本事業については、既に契約担当官である関東財務局と協議を行っている。その結果、関東財務局からは、「市町村による新たな時価買取が必要となり、特例処理に当たらない」との解釈があった。本県では、この解釈が大きな障壁となっているため、構造改革特区制度を活用し、財務省に対して新たな規制の特例措置を提案したところである。回答では、「現行規定により対応可能」とされているが、本事業に対する財務省の具体的な見解が示されていない。については、財務省の本事業に対する具体的な見解(関東財務局と同様に市町村が新たに買取をしなければならないのか、或いは本県の提案を認めていただけるのか)をお示しいただきたい。 | 1020010 | 埼玉県 | 財務省 |
| 070150 | 「ご近所さんまちづくりモデル事業構想」(「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発)の為の情報公開に関する事項 | 平成18年3月17日付財第1044号「効率性を重視した未利用国有地等の管理処分について」通達 | 練馬区内の未利用国有地及び地方公共団体等から取得等要請を受付したものは、関東財務局HPにおいて閲覧可能。 | 練馬区内に所在する未利用国有地(6件)の情報 一般には情報公開されていない未利用国有地及び一軒家物納物件の情報 宿舎用地で今後利用形態が見直される予定の国有地以上の3点について情報公開を求めたいが、登記簿等については情報公開法の適用が除外されているため、この部分の規制を緩和して頂きたい。これにより、国有地等の情報が明らかになれば、区のみならず、虫食い状態の政府未使用地等未利用地の解消にもなる。(別様資料:5) | 練馬区内には一軒家物納等による虫食い状態の政府未使用地等未利用地も存在している。しかし、国の情報公開法により、誰でも、行政文書の開示を請求することができ、開示請求された行政文書は、原則として開示されることとなっているが、登記簿等は適用が除外され、また、一部公開されている情報も販売等売却情報で大部分を占め、情報として一元化されていない。現在利用中及び未利用に係らず政府未利用地を含む国有地等情報公開制度に基づき利用を図り、まちかど防災の拠点に資するために、公開を求める。 | 練馬区内には一軒家物納等による虫食い状態の政府未使用地等未利用地も存在している。しかし、国の情報公開法により、誰でも、行政文書の開示を請求することができ、開示請求された行政文書は、原則として開示されることとなっているが、登記簿等は適用が除外され、また、一部公開されている情報も販売等売却情報で大部分を占め、情報として一元化されていない。現在利用中及び未利用に係らず政府未利用地を含む国有地等情報公開制度に基づき利用を図り、まちかど防災の拠点に資するために、公開を求める。 | E | - | 前回の第9次提案で、ご提案のあった際に回答した練馬区所在の未利用国有地4件のうち、5件は入札により売却済み、残り1件は以下のとおりである。(11月21日現在) ・練馬区大泉学園町4-2651-5 110.00㎡ について 練馬区所在の未利用国有地(物納された財産を含む。)は、関東財務局HPで全て公開されており、以下の4件である。 ・練馬区大泉学園町2-2111-1 573.31㎡ ・練馬区水川台4-78-5 外2筆 345.59㎡ ・練馬区大泉町2-342-1 1788.02㎡ ・練馬区大泉学園町4-2651-5 110.00㎡(と同じ) の財産については、関東財務局HP(http://www.mof-kantou.go.jp/cgi-bin/to.cgi?kanzai/index.htm)の「今後入札を予定している物件」、「審査中及び処分等方針決定した物件」で閲覧可能である。(11月21日現在) について 「国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議」で、平成18年6月13日に取りまとめられた「東京23区内に所在する国家公務員宿舎の移転・再配置計画と跡地利用に関する報告書」においては、移転・再配置計画(試案)として、練馬区内で今後、廃止を予定している宿舎名等を公表しており、財務省HP(http://www.mof.go.jp/singikai/shukusya_ten/top.htm)で閲覧可能である。 なお、「登記簿等について情報公開法の適用が除外されているため、この部分の規制を緩和すること」との要望については、財務省で作成中である。 また、上記の国有財産の管理・処分についてのお問い合わせは、東京財務事務所第3統括国有財産管理官(直通03-5842-7022)にお願います。 | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | 1079010 | すすずる環境開発事業協同組合 | 総務省 財務省 | |
| 070160 | 「ご近所さんまちづくりモデル事業構想」(「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発)の為の政府未利用地を含む国有地等の利用に関する事項 | ・会計法第29条の3第1項 ・平成18年3月17日付財第1044号「効率性を重視した未利用国有地等の管理処分について」通達 ・平成18年3月17日付財第1044号「効率性を重視した未利用国有地等の管理処分について」通達 ・平成18年3月17日付財第1044号「効率性を重視した未利用国有地等の管理処分について」通達 ・平成18年3月17日付財第1044号「効率性を重視した未利用国有地等の管理処分について」通達 | 未利用国有地については、公用・公共利用優先の考え方を原則としており、地方公共団体等から取得等要請を受付した場合は優先的に売却することとしている。要望がない場合は、民間に対し一般競争入札により売却することとしている。 | 現在43箇所64,823.06㎡の憩いの森が区によって設置管理されている。また、区は「緑比率30%を目指す」と考え、それが日本経済新聞(朝刊)に示されている。そこで、区内に存在する政府未利用地を含む国有地等に対し、区民及び区が提案型入札もしくはその土地を優先的に利用できることを求める。それを核とし、まちかど防災拠点広場を形成が可能となれば、その設置管理運営を通じ、地域社会に新しいコミュニケーションが生まれ活発化する。(別様参照:1) | 23区中第2位の住民を要しているが、昼間人口と夜間人口の差は、夜間人口ランキング23区中第1位となっている。都内では特に人口の分散化・拡散化が進み、ホテル家族やコンビニエンス店等が現れているのが練馬区とも捉えられる。このような地域では既に従来のまちづくりでは、地域の人々につながりを持たせることは出来ず、再構築の時期が訪れている。そのため、区民のご近所パワーでの災害弱者対策を核にした防災計画を見直し、住み続けられるまちづくりを行うための核として、政府未利用地を含む国有地等を利用する。(別様参照:2) | 練馬区から練馬区所在の未利用国有地について、公園・緑地として利用するために取得要請が出されれば、練馬区に対して優先的に処分することは可能である(練馬区に対しての措置の分類はD)。 また、練馬区を含む地方公共団体等から取得要望のないものについては、練馬区及び東京都の都市計画上の制限の下で、民間における有効活用を図ることを前提に、広く国民を対象とする公平な手続きによって処分することが適当と考える。 なお、国有財産を一時貸付する場合においても、同様の理由により、広く国民を対象とする公平な手続きによって処分することが適当と考える。 | C | - | 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | 区が有する優先的な権利を、区が承認した区民にも特例として可能であることを要望する。現行の区及び都の都市計画上の制限を遵守した計画も、そこに住み続ける希望のある現区民にとって、必ずしも希望する有効利用とは言えない。区内に存在する土地を区民の望む姿で利用することは、区及び都だけでなく区民にも権利と責任がある。区と区民が協働してまちづくりを行うために利用することは、国有財産の有効利用になる。 | 1079020 | すすずる環境開発事業協同組合 | 財務省 | |

07 財務省(特区第10次 再検討要請)

| 管理コード | 具体的事業を実現するために必要な措置(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 提案の具体的内容 | 具体的事業の実施内容 | 提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの提案に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 制度の所管・関係官庁 |
|--------|----------------------------|------------|-----------------------|---|---|--|-------|-------|---|---|-----------|------------------------|-------|------------|
| 070170 | 地震保険契約金の火災保険契約金額上限50%の緩和 | 地震保険に関する法律 | 地震保険契約金の火災保険契約金額上限50% | 地震保険は、政府が再保険を引受けていることから、建物の補償額、総支払金額、そして火災保険契約金額の30%～50%など、補償の上限が設定されている。都市圏での大地震などは、巨額な損害が想定される為、上限を設定することは不可欠であるが、建物の性能や震災の規模によっては、100%補償が可能であることから、火災保険契約金額50%の条件付緩和を実現する。 | 建物の性能基準、震災による総損害額に一定の基準、規模を設定し、場合によっては火災保険契約金額の100%補償を可能にする処置を実現する。 | 地震大国日本では、地震リスクに関して、政府としてもより検討すべき課題であり、自助努力により生活の安定を計ろうとする国民に対しては、より完全な補償の実現を便宜すべきである。2006年には、火災保険加入者のうち地震保険加入率は前年度より2.9%高い40.3%で初めて40%を超え、関心は高まっているが、まだまだである。保険料も全国平均で7.7%値下げされているが、補償範囲も再検討し、地震保険の加入率アップを目指す。 | C | | 地震保険に関する法律は、地震による被災者の生活の安定に寄与することを目的としており、必ずしも完全な住宅の再建を目的とするものではない。また、地震危険がその頻度、損害の程度等が保険に馴染みにくく、しかもそのもたらす損害が突発的に異常巨大なものになる可能性をもっているため、地震保険として火災保険契約金額と同じ補償率にすることは、民間の担保力、国の財政力の観点からも実現は困難である。 | 地震保険契約金額を火災保険契約金額の50%以下としている根拠について明らかにされたい。 | 1109350 | 個人、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会 | 財務省 | |
| 070180 | 地震保険の居住用建物及び生活用動産のみ対象の一部緩和 | 地震保険に関する法律 | 地震保険の居住用建物及び生活用動産のみ対象 | 地震保険適用範囲を居住物件のみとせず、一部、民間の介護施設、病院などの緊急性や公共性に応じて適用範囲を広げる。 | 一定条件を定め、地域的に不可欠だと判断される民間施設に対し、地震保険の優遇処置を設け、地震リスク回避を地方自治体と民間レベルで構築できる。 | 地震保険は工場、事務所などの住居として使用されていない建物は、地震保険は加入出来ない。しかし、人命に関わり、且つ公共性の高い民間施設に措いては一部緩和の検討が必要である。特に高齢化社会へと進む日本に於いて、災害後の高齢者の受入施設確保が急務になると想定されるため。 | C | | 地震保険に関する法律は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とするものであり、また、国の財政力の観点から地震による損害の過大な集積を回避することが重要であることから、この保険の対象物件としては、住宅(店舗等との併用住宅を含む)及び家財に限定しているものである。なお、ご提案のあった病院や介護施設等の物件については、地震危険担保特約を附すことによって地震による危険は担保されるものと考えている。 | | 1109360 | 個人、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会 | 財務省 | |